

当文教厚生委員会に付託された案件については、3 月 1 1 日、及び 1 4 日は、午前 9 時 3 0 分から、いずれも委員全員出席のもと、2 1 日は午後 2 時 3 0 分から、委員 6 名出席のもと、委員会室において、慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第 9 号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

3 款 1 項 1 目、生活困窮者自立支援事業について、令和 7 年度から新たにに取り組む事業はあるのか。とに対し、

令和 7 年度には生活困窮者自立支援法が拡充され、新たに居住に関する支援を行うこととなっています。新たな事業となる地域居住支援事業は、家賃を支払えずに住居を失う、又は失った方、一般的な入居要件を満たせずに家が借りられない方の住居探しを支援するものであり、住居探しを支援する市内の居住支援法人に委託することにより実施していきます。とのこと。

同項 2 目、高齢者福祉一般事務について、軟骨伝導イヤホンの設置予定台数と設置場所はどのようなか。また、市民や他の課への貸し出しは行うのか。とに対し、

他の課への貸し出し用を含め、高齢介護課の窓口 に 2 台設置します。なお、窓口での利用を想定しているため、市民への貸し出しは考えておりません。とのこと。

同款 2 項 1 目、入園選考事務 ICT 化事業について、この事業により、どの程度の業務削減になるのか。また、保護者への入所決定通知の発送までの時間も短縮されるのか。とに対し、

入園希望と受入れ園とのマッチング事務について、これまでは 8 0 時間程度かかっていたものが 3 0 時間程度になり、5 0 時間短縮される見込みです。また、システムの選考はこれから行いますが、採用するシステムによっては更なる時間短縮が期待できます。保護者への決定通知についても、これまで 3 5 日程度かかっていましたが、2 5 日程度に短縮できる見込みです。とのこと。

同じく、当該事業の先行自治体では、兄弟の同園入所の希望にシステムが対応できないという声もあるが、対応できるのか。とに対し、

システムでは、兄弟の同一園入所の調整は難しいため、その部分については、AI の処理ではなく、職員がマッチングの確認作業を行うことなどで対応します。とのこと。

同目、こども計画策定事業について、分析業務とは具体的にどのようなことを行うのか。とに対し、

半田市の現状を確認するために、市内小学生、中学生、その保護者、高校生以上の若者を対象にアンケートを行い、アンケート結果を基に、課題の洗い出しを行うものです。とのこと。

同目、出会いの機会創出事業について、予算項目が児童福祉総務費となっているが、少子化対策のために結婚支援を行うという整理なのか。とに対し、

出会いの機会に恵まれないと感じている方に対し、出会いの機会を提供することで、結婚のきっかけや結婚に対する前向きな気持ちを醸成し、結果的に出生率の向上につなげたいと考えています。また、半田市らしさのある婚活イベントをとおして、シティプロモーションを行い、定住人口の増加にもつなげていきたいと考えています。とのこと。

同項 2 目、子ども医療費助成事業について、これまで、受益者負担の観点や、過度な医療機関の受診を防ぐなどの理由で全額助成は行わない方針であったが、一転して、全額助成を行うこととなった経緯はどのようなか。とに対し、

従来、受診費用の 1 割を負担することで、その総額を認識していただくこと、また過度な受診を防止するため全額助成を行わないとしてきましたが、子ども子育て検討プロジェクト会議や議会からの提案、県内他自治体の高校生等までの助成拡大の動向、さらに子育て世帯に選ばれるまちづくりの観点から方針を変更し、子ども医療費の無償化を進めるものです。とのこと。

同じく、全額助成を行うことで、過度な医療機関の受診が懸念されるが、どのように対策を行うのか。とに対し、

令和 7 年 3 月末に、新たな子ども医療費受給者証を発送するため、それに合わせて今後
も制度を維持していくために、引き続き適正受診をしていただくよう、案内文を同封します。との
こと。

同目、小学校児童放課後等居場所づくり事業について、最終的には、小学校内への子ども
の居場所を、どの程度設置したいと考えているのか。とに対し、

全ての小学校内に 1 か所ずつ設置したいと考えています。とのこと。

同じく、児童の居場所運営委託料について、放課後ひろばに配置される職員は 2 名とのこ
とだが、放課後ひろばの児童を 5 0 名程度と想定した場合、放課後児童クラブの児童との交
流もある中で、職員体制は十分なのか。とに対し、

現時点では 2 名体制が適正人数であると考えておりますので、まずは 2 名体制で始めさせ
ていただき、事業者等との意見交換や、現場に足を運び状況を確認しながら、必要に応じて
職員体制についても検討していきます。とのこと。

同目、児童センター管理運営事業について、亀崎児童センターが閉館となることに伴い、市
として節目の行事やセレモニーは考えているのか。とに対し、

亀崎児童センターは長年地域の皆様に支えられて今を迎えています。閉館する際も地域の
方々が主役となれる事業と一緒に作り上げていきたいと考えています。とのこと。

同目、及び同項 4 目、多子世帯の 3 歳未満児保育料無償化事業について、第 1 子から
無償化することは考えなかったのか。とに対し、

現時点では第 1 子からの無償化は考えておりませんが、登園準備の負担軽減など他の施
策の実施と合わせ総合的に保護者の負担軽減に努めていきます。とのこと。

同項 5 目、児童発達支援センターつくし学園管理運営事業中、第三者評価業務委託料
について、委託を行う経緯はどのようなか。とに対し、

児童福祉法の改正により、児童発達支援センターが地域における障がい児支援における中核的役割を担うことが明確化されたことに伴い、令和 6 年度の障害福祉サービス等の報酬改定にて、「中核機能強化加算」が創設されました。加算報酬を受けるにあたっては、第三者評価を受けることが条件であるため、評価業務を委託するものです。評価を受けることにより、事業運営の問題点を把握でき、サービスの質の向上にもつながります。とのこと。

同日、児童発達支援センターつくし学園給食調理等業務委託事業について、外部委託を行うとのことだが、つくし学園の児童の多くは、個別の対応が求められる中、それぞれのニーズに応えることができるのか。とに対し、

それぞれのニーズについては、全保護者に聞き取りを行い、仕様書に反映し、さらに口頭にて細かく指示することで、一人ひとりにあった給食を提供できる体制をとります。とのこと。

同項 6 目、ファミリーサポート利用促進事業について、令和 7 年度以降、どのように利用促進を行っていくのか。とに対し、

令和 4 年度から 6 年度まで、お試し無料券を毎年 7 0 0 枚から 8 0 0 枚程度配布し、利用促進を図ったところ、利用者は 3 年間で 3 0 件程度でしたが、援助会員を増やし、多くの方に制度を知っていただくことができました。無料券の配布は一旦終了しますが、実際に活動している会員の声を聞き、より有効な手段を考えていくとともに、引き続き、制度の啓発を行っていきたいと考えています。とのこと。

同款 3 項 2 目、生活保護扶助費のうち、生活保護受給世帯の医療費について、医療機関への過度な受診を防ぐためにどのような取り組みを行うのか。とに対し、

嘱託医がレセプトの点検を行い、過度な受診があれば、対象者に対し指摘・指導を行います。とのこと。

4 款 1 項 2 目、予防接種事業（成人）について、令和 7 年度から带状疱疹ワクチンが定期接種化されることに伴い、市が接種費用の一部を助成し、65 歳以上の方に対して予防接種を実施するとのことだが、65 歳以下の方に対する市独自の接種費用の助成は考えなかったのか。とに対し、

当市では、補助対象については国の指針に準拠しており、現時点では、任意接種に対して補助を行う考えはありません。とのこと

9 款 2 項 1 目、小学校管理運営事業及び、同款 3 項 1 目、中学校管理運営事業について、1 校あたりの修繕費の予算はそれぞれいくらか。また、修繕を行う判断基準はどのようなか。とに対し、

修繕費について、小学校は、1 校あたり 1 5 0 万円、中学校は、1 校あたり 1 8 0 万円です。ただし、建設直後の乙川中学校は計上していません。修繕は、危険な個所については迅速に対応し、その他については予算の範囲内で優先順位の高いものから対応します。とのこと。

同款 5 項 1 目、地域スポーツ・文化芸術活動支援事業について、今年度は受け皿の拡大をどのように進めていくのか。とに対し、

当該補助事業の対象となる団体については、その活動に費用が不足する場合には、予算の範囲内で、新たに対象団体として追加し、補助することも検討します。また、補助対象外の団体についても、相談を受けられる体制をとり、当該団体の活動が充実するよう努めます。併せて、できるだけ多くの子どもたちや保護者に、受入団体の情報が伝わるよう、引き続きホームページ等で情報の提供を実施していきます。とのこと。

同じく、子どもたちからは、目指す大会がなくなってしまったという声を聞いているが、令和 7 年度は部活動の成果発表の場をどのように整備していくのか。とに対し、

当市や、半田市スポーツ協会が主催する大会については、市外の中学生も対象とし、今後も継続的に実施していきます。また、他団体が主催する大会については、可能な限り多くの市内中学生が参加できるような大会要綱に変更してもらうよう、当市から働きかけを行っています。とのこと。

同目、文化財等公開活用事業について、企画展だけでは表に出ない文化財等もあると思うが、市民の文化意識の醸成のために、どのような取り組みを行うのか。とに対し、

博物館の未公開資料は、令和 6 年度からデータ化に取り組んでおり、令和 7 年度はデータ化した資料をタッチ操作できる移動式のモニターを購入し、博物館や文化財にちなんだイベントで活用することで、市民の文化意識の醸成に努めていきます。とのこと。

同目、文化芸術普及推進事業について、大きな事業に力を入れていくことが、文化芸術の普及推進につながると思うが、いかがか。とに対し、

半田市美術展などの大きな事業は、令和 7 年度も瀧上工業雁宿ホールで行う予定ですが、なかなか新規の来場者も増えていない中で、まちのいたるところ、いたる場面で文化芸術に慣れ親しめる「まちなかでアート」といった事業についても、市民が文化芸術に価値を見出し、大きな事業への参加にもつながる、大切な事業であると考えています。とのこと。

同款 6 項 3 目、学校給食食材購入事業について、物価高騰に係る価格上昇分を全額公費で負担するとのことだが、保護者の負担額を増額しても、一定の理解は得られると考える中で、保護者に物価高騰分の一部を負担していただく考えはなかったのか。また、今後食材費がさらに高騰しても公費負担を増額することで対応するのか。とに対し、

学校給食の食材費については、法令に基づき、保護者にご負担いただくことが基本となっています。ただし、このたびの食材費高騰分を保護者に負担していただくことは昨今の景気を鑑みると難しい状況だと考え、今回は公費で全額負担することとしました。今後においても、景気の動向や実質賃金等を考慮し、その都度、公費負担額と保護者負担額を検討していきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第 15 号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

国民健康保険支払準備基金繰入金について、基金が想定より多く残る原因は何か。とに対し、

令和５年度、６年度と県が示した標準保険料率を使い算出しましたが、県が試算した本市の収納率と被保険者の１人あたりの所得が見込みよりも上回った結果、基金からの持ち出しが少なかったものと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、出席委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第１６号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

通所型サービスＢに分類される団体が増えることについて、どのようにとらえているか。とに対し、

介護予防において、社会参加は重要な要素であるため、団体が増えることは非常に良い傾向にあると考えています。とのこと。

eフレイルナビの利用対象者について、要介護、要支援認定を受けている人が対象外となる理由は何か。とに対し、

当該事業は、見守りではなく、健康な方のフレイル予防を目的とするものであるため、すでに要介護、要支援認定を受けている方は対象外としています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、出席委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第１７号、第２１号、第３０号、第３９号、及び第４０号の５議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに、採決した結果、５議案とも出席委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。